

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、木質バイオマスエネルギーの動向を把握し、木質バイオマスエネルギーを利用した発電施設等における木材利用の推進、木材の安定供給、地域振興など森林・林業施策の推進に資するとともに、我が国の木材の需給状況を明らかにする木材需給表や森林・林業基本計画等の基礎資料として活用することを目的とする。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

(1) 調査組織

林野庁－都道府県（市区町村）－報告者

(2) 調査方法

都道府県又は市町村を經由して調査対象者に調査票を郵送又は電子メール等により配布・回収する方法により行う。

4 調査の範囲と対象

(1) 調査の範囲

全国の区域

(2) 調査の対象

木質バイオマスエネルギーを利用した発電機及びボイラーを有する事業所

※木質バイオマスエネルギーとは、木材チップ、木質ペレット、薪、木粉（おが粉）等の木質バイオマスの燃焼によって発生するエネルギーをいう。

5 調査事項と調査の時期

(1) 調査事項

ア 事業所の概要（業種、従業員数、所有の木質バイオマスエネルギー利用機器の種類等）

イ 木質バイオマスエネルギーを利用した発電機の利用動向

(ア) 発電機の種類、出力規模等及び用途

(イ) 発電機の取得年及び所有基数

(ウ) 発電機の平均年間稼働日数及び1日当たりの平均稼働時間

(エ) 熱電併給の有無

ウ 木質バイオマスエネルギーを利用したボイラーの利用動向

(ア) ボイラーの種類、出力規模等及び用途

(イ) ボイラーの取得年及び所有基数

(ウ) ボイラーの平均年間稼働日数及び1日当たりの平均稼働時間

エ 公的補助の活用状況

オ 事業所内で利用した木質バイオマスに関する事項

(2) 基準となる期日又は期間

上記ア 調査実施年の前年 12 月末時点

上記イからオ 調査実施年の前年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

6 集計方法

全国計及び都道府県別の数値は、各都道府県の調査結果を単純積み上げで算出し、各平均値は単純平均で算出している。

7 用語の説明

木材チップの由来

別利用量

木材チップ

チッパー等を用いて製造した木材の小削片をいい、「木材チップの由来」とは、以下のとおりをいう。

「間伐材・林地残材等」とは、「国産間伐材・国産主伐材・国産除伐材及び林地残材（末木枝条、被害木等）」をいい、詳細は以下のとおり。

「間伐材」は、林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採すること（間伐）によって生産された丸太をいう。

「主伐材」は、一定の林齢に生育した立木を、販売を目的に伐採すること（主伐）によって生産された丸太をいう。

「除伐材」は、下刈り（雑草木の除去等）が終了した林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰を行うこと（除伐）により発生した木材をいう。

「林地残材」は、立木伐採後の林地において玉切り、造材により生じた根株、枝条をいう。

「製材等残材」は、製材工場、合単板工場その他の木材加工工場において木材の加工時等に発生する端材及び樹皮等の残材をいう。

「解体材、廃材」は、家屋等を解体した際の古材並びに電柱材、足場丸太、くい丸太及びまくら木など既に利用に供された木材をいう。

「剪定枝」は、樹木の生育や結実を調整したり、樹形を整えたりするため、枝の一部を切り取る際に発生するものをいう。

「ダム流木」は、上流からダムに流れ込んできた流木をいう。

自社の製造分

対象事業所が、自らの保有山林及び購入立木から木材チップを製造したもの又は丸太を購入して木材チップを製造したものであり、伐採及び玉切り等の素材生産を請け負わせて入手したものを含む。

他社からの購入分

自社以外から購入した木材チップすべてを指す。同敷地内に存在する事業所（自社系列の子会社等を含む。）から購入した場合などであっても、経理が明確に区分されており、別事業所として取り扱われている場合を含む。

発電機に関する項目	
「発電機の種類」	
蒸気タービン	直接木材を燃焼させ、発生した蒸気を羽根車に吹きつけて、その回転軸を回転させて発電する方式をいう。
オーガニック・ランキン・サイクル(ORC)	蒸気の代わりに高分子有機媒体を蒸発させてタービンを回し発電する方式をいう。
ガス化	木材を蒸焼きにすることにより、ガスを発生させガスタービンまたはガスタービンを駆動させ発電する方式をいう。
出力規模	対象機器の定格出力をいう。
熱電併給	単一又は複数のエネルギー資源から、電気と熱という異なるエネルギーを同時に得るシステム（コージェネレーション）をいう。
ボイラーに関する項目	
「ボイラーの種類」	
木屑焚きボイラー	ボイラーのうち木材チップ等の木屑を燃料とするものをいう。
ペレットボイラー	ボイラーのうち木質ペレットを燃料とするものをいう。
薪ボイラー	ボイラーのうち薪を燃料とするものをいう。
木粉（おが粉）ボイラー	ボイラーのうち木粉（おが粉）を燃料とするものをいう。
「ボイラーの用途」	
ホットプレス	単板、合板などを熱板の間に差し入れ、可動定盤を液圧などにより駆動して加熱圧縮する機械をいう。
ドライヤー	単板等を熱風又は熱板などにより均等に乾燥させる機械装置をいう。

8 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 本調査の統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4 千m³→0 千m³）

「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「-」： 事実のないもの

9 お問い合わせ先

林野庁 林政部 木材利用課 木質バイオマス推進班

電話：代表03-3502-8111 内線6121

直通03-6744-2297

FAX：03-3502-0305